110417-3面 11/04/16 19:03 ページ 1

岩手弁護士会NEWS Vol.2

○どんなことでも結構です。悩み、分からないこと、聞いてみたいことがありましたら、お電話下さい。ご利用いただきやすいように、通話料無料のフリーダイヤルを設置しました。
→岩手弁護士会被災者ホットダイヤル０１２０－７５５－７４５（月～金曜日の午後１時～４時、携帯電話からもご利用いただけます）
面談による相談をご希望の方は０１９－６２３－５００５でご予約を。
連日、避難所等での巡回相談に伺っています。是非、ご利用下さい。

1 ご家族を亡くされた方への支援

○災害弔慰金（災害弔慰金の支給等に関する法律）
→災害により、生計を維持していた方が亡くなった場合、最大500万円、その他の方が亡くなった場合、最大250万円を、ご遺族に支給する制度です。
支給の順位は、①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母であり、具体的な金額は市町村が決定します。
支給を求める窓口も市町村です。

○生命保険
→今回の震災により、生命保険をかけていた方が亡くなった場合、ほとんどの生命保険会社は保険金を支払うことを決定しています。
保険会社に確認して下さい。
保険会社が分からない場合は、生命保険協会「災害地域生保契約照会センター」に確認してみて下さい。
０１２０－００１－７３１（月～金の午前９時～午後５時）

○労災保険
→震災が起きた際に仕事中だった、あるいは通勤中だった方で、被害にあわれた方は、労災保険制度により給付が得られる場合があります。
お近くの、労働基準監督署、労働局が窓口になります。

○亡くなった方が、住宅ローンの支払途中だった
→ほとんどの金融機関では、住宅ローンを組むときに、「団体信用生命保険」という保険への加入を義務付けています。住宅ローンの支払の途中で亡くなった場合には、この団体信用生命保険により、住宅ローンがなくなることがあります。
住宅ローンの契約先に確認してみて下さい。

2 その他の色々な支援制度

○被災者生活再建支援制度
→災害による住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給する制度です。二つの支援金が支給されます（震災当時、世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額が４分の３になります）。

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

	住宅の被害程度	
	全壊等	大規模半壊
支給額	100万円	50万円

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

	住宅の再建方法		
	建設・購入	補　修	賃　借
支給額	200万円	100万円	50万円

例えば、住宅を全壊で失った方には、基礎支援金として100万円が支給され、その方が、新たに家を建てる場合には、加算支援金として200万円が支給されることになります。
一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設する場合の加算支援金は、まず賃借により50万円が支給され、その後建設により、合計して200万円になるまで支給されます。
住宅が全壊等又は大規模半壊した世帯が対象になります。「全壊等」とは、住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となる場合を含みます。
申請先は市町村です。申請期間は、基礎支援金が災害発生日から13カ月以内、加算支援金が災害発生日から37カ月以内です。

○災害障害見舞金（災害弔慰金の支給等に関する法律）
→災害により、生計を維持していた方が重い障害を受けた場合には最大で250万円、それ以外の方が重い障害を受けた場合には最大で125万円を支給する制度です。
重い障害とは、両眼が失明した、神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する、胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する、両腕をひじ関節以上で失った、両腕の用を全廃した、両脚をひざ関節以上で失った、両脚の用を全廃した、等の場合を言います。窓口は市町村です。

○災害救助法に基づく給付
→災害救助法では、避難所の設置や食事の提供のほか、被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与、災害に係った受託の応急修理、生業に必要な資金、器具又は賃料の給与又は貸与、学用品の給与、埋葬というような支援が定められています。
例えば、学用品の給与は、災害で学用品を失った児童・生徒に対して、教科書、教材、文房具、通学用品を支給します。
現物支給が原則ですが、知事が必要に応じて、金銭を支給して給付することができます。窓口は、県、市町村です。

3 労働関係に関する支援

○雇用保険の失業等給付制度による支援（お勤めの方への支援）
→労働者の方が失業して、給料を得ることができなくなった場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給する制度です。
事業所が災害を受けたことで休止・廃止したため、休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない状態にある方は、実際に離職していなくても、失業手当を受給することができます。
岩手県内に所在する事業所に雇用されている方で、事業所が災害を受けたことで休止・廃止したため、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後に再雇用されることが予定されていても、失業等給付を受給することができます。
お近くの公共職業安定所（ハローワーク）が窓口です。

○雇用調整助成金制度（事業者の方への支援）
→休業等を実施することにより、労働者の雇用の維持を図った事業主に休業手当等の一部を助成する制度です。
今回の地震に伴って、交通手段が途絶したことで原材料の入手や製品の搬入ができないとか、損壊した設備等の早期の修復が不可能であるといった、経済上の理由により事業活動が縮小した場合は、雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金が利用できます。
助成金を受給するには、休業等実施計画届けを提出する等の支給要件を満たす必要があります。
お近くの公共職業安定所（ハローワーク）にご相談下さい。

4 ご家族が行方不明の場合

○死亡認定制度
→津波等の災害が去った際、状況から、亡くなっている可能性が極めて高い場合に、官公署の認定により、死亡を推定する制度です。警察等が死亡の報告をすることで、戸籍上、死亡したものとすることができます。これまで、１年ほど時間がかかっていたようですが、今回の災害に関しては、３カ月ほどで認定できるよう、国が制度を検討しているようです。

○失踪宣告制度
→津波等の危難が去った後、１年間生死不明である場合に、裁判所の決定により、死亡したものとみなす制度です。
これにより、死亡に基づく支給が発生し、相続が開始します。仮に、実際には生きていたという場合には、失踪宣告を取り消す手続をとる必要があります。

（平成２３年４月１１日現在の情報です）

生活関連情報

16日現在

ライフライン

【電気】
◆大船渡市＝盛、猪川、立根、日頃市各町全域で復旧。大船渡町の国道45号山側、末崎町の船河原、細浦・内田地域の線路山側、中野以南の一部地域、赤崎町の上三区、漁村センター周辺、後ノ入～大洞地域、蛸ノ浦漁村厚生施設～長崎・外口地域～合足地域、綾里の小路～小石浜地域周辺、砂子浜地域、越喜来の国道45号の山側と甫嶺地域、浦浜南地域、浦浜東～崎浜西地域、吉浜の国道45号山側と千歳地域、増舘地域が復旧。
◆陸前高田市＝高田、竹駒、横田、米崎、小友、矢作、広田各町の一部、気仙町は長部地区が電源車で一部復旧。

【水道】
◆大船渡市＝給水範囲は猪川、立根、日頃市各町の全域、盛町の一部、大船渡町の須崎川以北の一部地域、加茂神社～丸森地域の高台、末崎町の船河原地域の一部、中野・小細浦～平地域の一部、赤崎町の中井・沢田・佐野地域。簡易水道は綾里、砂子浜、小石浜、越喜来、甫嶺、本郷、根白の各簡水のごく一部が使用可能。
◆陸前高田市＝簡易水道（生出・二又、下矢作、横田、金成、佐野地区）を除き断水。水道料金は簡易水道を含めて3月分から当分の間、請求しない。料金を請求する際は事前に給水の申し込みが必要となるが、その際は広報などで周知する。

【下水道】
◆大船渡市＝公共下水道は復旧。漁業集落排水は小石浜・砂子浜以外使用不能。一般家庭等のし尿のくみ取り申し込み窓口は市内各避難所、ＪＡおおふなとの盛猪川、日頃市、綾里、吉浜各支店と介護支援センター立根（立根支店脇）に設置。
◆陸前高田市＝浄化センター機能停止。業者に直接電話を。電話が通じない場合は各地区本部に備え付けの「くみ取り申込書」に必要事項を記入し、災害対策本部に提出を。市が公共下水道地域などに設置している仮設トイレのくみ取りは直接、以下の業者に。料金は当面、市が負担。矢作・横田・竹駒町＝成翅光産業（℡080・1654・9077）気仙・高田・米崎町＝気仙広域清掃（℡080・6004・5964）小友・広田町＝菊池商店（℡090・4555・1297）。

【電話】
◆携帯電話＝気仙3市町の一部で不通。
◆固定電話＝気仙3市町の一部で復旧。

【国道】
◆国道45号＝通行不能区間は陸前高田市気仙町の気仙大橋（落橋）。
◆国道107号・397号＝大船渡から通行可能。
◆国道343号＝大船渡三陸道路通岡ＩＣ、広域道路経由で住田・一関まで通行可能。

官公署

◆大船渡市役所＝開庁時間は午前8時30分～午後5時15分。当面は土・日曜日も開庁。代表電話27・3111。
◆陸前高田市役所＝開庁時間は午前8時30分～午後5時15分。当面は土・日曜日も開庁するが、17日は税務関係の窓口業務のみ。仮庁舎代表電話59・2111。
◆ハローワーク大船渡＝臨時電話番号（携帯）は080・1661・0858、080・1661・0859、080・1661・0859・8155、080・5949・8155、080・5949・8156。
◆大船渡労働基準監督署＝臨時電話番号（携帯）は080・1661・0860、080・1661・0861、080・5734・0501、080・5734・0502。
◆大船渡税務署＝28日まで大船渡地区合同庁舎4階で窓口事務。電話番号は26・3481。

ごみ収集

◆大船渡市、住田町＝燃えるごみ（災害ごみ除く）は18日から収集日ごとに通常収集。燃えないごみ（ビン、缶のみ、災害ごみ除く）は収集日ごとに通常収集。当面、ビン、缶を除く燃えないごみ、資源古紙、再利用ごみの収集は行わない。クリーンセンターへの一般持ち込みも当面受け付けない。
◆陸前高田市＝清掃センターへの持ち込みは月～金曜日の午前10時～正午、午後1時から3時（施設状況により中止の場合あり）。災害ごみは収集しない。

交通機関

◆ＪＲ大船渡線＝盛～気仙沼間不通。
◆三陸鉄道南リアス線＝不通。
◆岩手県交通▽県立大船渡病院～盛岡駅前間＝1日4往復運行▽陸前高田ドライビングスクール～盛岡バスセンター間＝当分の間、1往復運行。問い合わせはインフォメーションセンター（℡019・654・7755）へ。
◆大船渡市無料路線バス＝8路線で毎日運行。
◆㈱ベルプランニング＝22日開始予定の羽田空港・東京・新宿～盛岡間のバス運行に合わせ、陸前高田～一関ＩＣ間でバスの無料運行を行う。乗車は予約制。問い合わせは予約センター（℡03・5705・6777）へ。

学校

◆大船渡市▼大船渡東高校＝卒業生で制服を譲れる人は学校まで持参を。21日までの火～木曜日に本校図書館と教室を開放。時間は午前9時～午後3時まで。新入生も利用可。始業式は25日午前8時30分～正午。入学式は26日。
▼大船渡高校＝卒業生で制服を譲れる生徒は学校まで持参を。始業式は22日、入学式は27日。制服等を流失した生徒および新入生に同窓会から寄贈された制服、ジャージ等を配布する。希望者は18日午前10時までに本校第一体育館へ。
▼県立気仙光陵支援学校＝19日に始業式、20日に入学式を行う。詳細は電話連絡等で。
▼市立中学校＝21日に始業式、22日に入学式。
▼市立小学校＝20日に始業式、21日に入学式。
▼学校の緊急連絡先電話番号▽大船渡高＝090・2425・7210▽大船渡東高＝090・2425・7212。
▽第一中＝080・2300・3550▽大船渡中＝080・2300・3551▽末崎中＝080・2300・3552▽赤崎中＝080・2300・3553▽日頃市中＝080・2300・3554▽綾里中＝080・2300・3555▽越喜来中＝080・2300・3556▽吉浜中＝080・2300・3557。
▽盛小＝090・5496・7242▽大船渡小＝090・5498・3942▽末崎小＝090・5498・7442▽赤崎小＝090・5499・3442▽蛸ノ浦小＝080・2300・3940▽猪川小＝080・2300・3941▽立根小＝080・2300・3942▽日頃市小＝080・2300・3943▽大船渡北小＝080・2300・3944▽綾里小＝080・2300・3945▽越喜来小＝080・2300・3946▽崎浜小＝080・2300・3947▽甫嶺小＝080・2300・3948▽吉浜小＝080・2300・3949。
▽市教委学校教育課＝090・3128・1000。
▼猪川保育園＝18日から午前7時30分～午後7時で通常保育を開始。午前9時～正午まで園庭を開放する。3歳以上児はおにぎり、飲み物持参。25日から子育て支援センター「おひさまひろば」（月～金曜日の午前9時～正午・午後1時～3時）、病後児保育「いまでっこルーム」（月～金曜日の午前8時～午後5時、医師の診断書必要）を開始。
◆陸前高田市▼高田高＝22日午後6時30分から大船渡高校夕星ホールで保護者説明会。始業式は5月2日。大船渡東高（高校）に午前8時45分までに登校。服装は制服または私服（華美でない服装）。入学式は同10日午前10時から大船渡東高第1体育館で。受け付けは新入生が午前8時45分～9時、保護者が午前8時45分～9時20分。終了は同11時。誓約書の持参を。服装は中学時の制服または私服（華美でない服装）。始業式、入学式ともスクールバスが出る。出発時間、経路は決まり次第連絡する。卒業生で制服を譲れる人は大船渡東高同窓会館（百九会館）まで持参を。5月2日以降は同校萱中校舎（旧大船渡農業高校）まで。
▼市立小中学校＝第一中、小友中を除く各小中学校は20日（第一中、小友中は22日に始業式。20日に横田小、横田中、21日に気仙小、長部小、広田小、小友小、米崎小、矢作小、竹駒小、気仙中、広田中、23日に第一中、小友中でそれぞれ入学式。
▼気仙中＝事前登校日は18日。登下校時にスクールバスを運行。
◆住田町▼住田高＝始業式は25日で通常登校。入学式は27日。新1年生は午前8時30分までに登校を。

医療機関

◆診療可能な医療施設（休診日、診療時間等は各医療施設に確認のこと）
▼大船渡市＝県立大船渡病院、越喜来診療所、吉浜診療所、綾里診療所、菊田外科医院（菊池医院、岩渕内科、石倉クリニック、菊池歯科クリニック、いわぶち歯科、地ノ森クリニック、山浦医院、鳥羽整形外科医院、佐々木内科医院、山崎内科医院（富美岡荘介護センター）、及川歯科医院、広沢歯科医院、飯塚眼科医院、大津小児科医院、うのうらクリニック、えんどう消化器内科クリニック、いとう耳鼻咽喉科、及川皮膚科クリニック、渡辺歯科クリニック、ちば歯科医院、滝田医院（ふるさとセンター）、後藤歯科医院（応急処置のみ）、小松歯科医院（訪問診療）、気仙歯科医師会臨時診療所（綾姫ホール、急患対応のみ）。
▼陸前高田市＝県立高田病院（米崎地区コミセン、眼科診療も開始）、広田診療所（広田小）、小友救護所（17日まで小友保育所、18日から東部デイサービスセンター）、長部臨時診療所（長部コミセン）、竹駒臨時診療所（滝の里公民館）、日赤救護所（高田一中）、巡回歯科診療車▽23日＝長部小（同）▽22日＝下矢作コミセン（同）、松原外クリニック、気仙歯科医師会臨時診療所（高田一中）。

金融機関

◆休業日は各支店などに確認のこと。
◆東北銀行大船渡支店＝盛町のサン・リア1階で午前10時～午後2時。
◆同高田支店＝竹駒町の山城運輸敷地内で午前10時～午後2時。
◆岩手銀行盛・世田米支店＝午前9時～午後3時。
◆同高田支店＝市役所仮庁舎隣接地の仮設プレハブ内で午前10時～午後2時。
◆ＪＡおおふなと・盛、日頃市、猪川、吉浜、綾里、横田（臨時）、東部営農センター（臨時）、世田米、有住支店＝午前9時～午後3時。口座開設が▽末崎、泊里各支店の人は盛支店へ▽大船渡、下船渡、赤崎、蛸ノ浦、立根、三陸各支店の人は猪川支店へ▽広田、高田、竹駒支店の人は東部農業センター（新設）・横田支店へ。預かっている通帳は窓口で返却。
◆ゆうちょ銀行大船渡猪川・住田・気仙横田・上有住・下有住・大股・綾里・吉浜局＝午前9時から午後4時。
◆避難所への出張郵便局▼大船渡市▽17日＝ふるさとセンター▽18日＝大船渡中▽19日＝大船渡北小▽20日＝漁村センター。時間は午前11時～午後2時。
▼陸前高田市▽17日＝柳沢公民館、モビリア▽18日＝下矢作コミセン▽19日＝慈恩寺▽20日＝平畑公民館▽21日＝小袖公民館▽22日＝大陽公民館。時間は16～18日が午前10時～正午、19～22日が午前10時30分～午後0時30分。
◆ＪＦマリンバンク・岩手県信連窓口＝大船渡市大船渡町の気仙郡漁連2階と末崎町平林の平野工務店、赤崎町の赤崎保育園と蛸ノ浦厚生施設。広田湾支店＝小友町の気仙大工左官伝承館、気仙町の長円寺向かい。綾里支店＝綾里地域振興は午前10時～午後2時。越喜来支店＝大船渡商工会議所三陸支所、水曜日のみ午前10時～午後2時。吉浜支店＝水曜日のみの午前10時～11時は定置番屋、午後1時～2時は旧吉浜漁協。
◆北日本銀行大船渡支店＝サン・リア1階で午前9時～午後3時。
◆同高田支店＝陸前高田市役所仮庁舎隣地で午前10時～午後2時。
◆東北労働金庫大船渡支店＝盛町の槌屋ビル2階で午前9時～午後3時。
◆同高田支店＝竹駒町の陸前高田ドライビングスクール・ユニウス内の仮店舗で午前10時～午後3時。連絡先は℡080・6001・6689、℡080・1662・0020。
◆同高田支店＝竹駒町の陸前高田ドライビングスクール・ユニウス内の仮店舗で午前10時～午後3時。連絡先は℡080・6001・6689、℡080・1662・0020。

各種相談

◆大船渡市▼盛岡地方法務局特設相談所▽19、21、26、28日＝大船渡市役所。午前10時～午後3時。
▼一関年金事務所年金相談会▽19、21、27日＝県大船渡地区合同庁舎。午前10時30分～午後4時。
▼被災住宅無料相談▽県建築士会気仙支部代表窓口＝池田義弘さん（℡090・7938・2191）▽県建築士事務所協会気仙支部代表窓口＝古座勝利さん（℡090・4552・1265）。
▼弁護士無料相談▽27日＝県大船渡地区合同庁舎。午前10時～午後3時。申し込みは大船渡地域振興センター地域振興室（℡27・9911）へ。
◆陸前高田市▼岩手弁護士会無料相談▽22日＝第一中、竹駒コミセン、広田小▽28日＝長部コミセン、竹駒コミセン、モビリア▽5月4日＝第一中、竹駒コミセン、広田小。午前11時～午後5時。
▼一関年金事務所年金相談会▽22日＝陸前高田ドライビングスクール▽28日＝市役所仮庁舎待合室。午前10時30分～午後4時。
▼特別労働相談▽21、28日、5月12、19、26日＝陸前高田商工会仮事務所（エコタウン鳴石内）。午前11時～午後2時。
◆気仙歯科医師会歯科受診相談＝相談先℡080・2824・2349。
◆ＮＴＴ東日本電話相談窓口＝震災で被災した世帯に対し、電話やインターネット回線の移転・利用停止に関する手続き、料金に関する相談に対応。電話に関することは局番なしの116（携帯電話からは℡0120・116116）、インターネット回線に関することは℡0120・116116へ。時間は午前9時～午後9時。